

平成26年度監査報告書

平成27年6月17日

国立大学法人 山形大学
学長 小山 清人 殿

国立大学法人 山形大学

監事 齋藤 亮

監事 山下 貴

私たち監事は、国立大学法人法第11条第4項及び国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第38条第2項に基づき、国立大学法人山形大学の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第11期事業年度における監査を実施し、協議のうえ本監査報告書を作成し、以下のとおり報告します。

1 監査の方法及び内容の概要

監事は、当期の監査方針に従い、役員会、経営協議会、教育研究評議会その他の重要な会議に出席するほか、役員等から業務の状況を聴取し、重要な書類を閲覧し、本部及び学部等において業務及び財産の状況を調査しました。また、会計監査人から報告、説明を受け、財務諸表、事業報告書、及び決算報告書について検討を加えました。

2 監査の結果

- (1) 本学の業務は、法令等に従い適正に実施されているとともに、中期目標の着実な達成に向け、中期計画及び年度計画に所要の変更を加え、自己評価を行いながら効果的かつ効率的に実施されていると認めます。
- (2) 役員職務執行については、事務分掌を明示する等により責任体制を明確にするとともに、法令や内部規定に適合するよう、また業務が適正に実施されるよう、各種委員会等の体制が整備されており、その運用も適切に

行われていると認めます。

内部統制システムに係る業務方法書の変更及び関係規程等の整備が行われ、平成27年度からの確実な運用に向けた体制の構築がなされていると認めます。

- (3) 学長及び理事の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められません。
- (4) 平成26年度の監査は、平成26年度監査計画に基づき計画どおり実施しました。
- (5) 会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は適正であり、本学の第11期事業年度決算は財務諸表及び決算報告書のとおり相違ないことを認めます。また、事業報告書は、本学の業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。

